（項）	東日本大震災復旧・復興水道施設災害復旧事業費	
（目）	水道施設災害復旧事業費補助	
（目細）	簡易水道等施設災害復旧費補助	岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 新潟県 長野県
（目細）	水道水源開発等施設災害復旧費補助（県に係るものを除く。）	

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理
二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
五　法第八条の規定による決定の通知
六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
七　法第十二条の規定による状況報告の受理
八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
十　法第十四条の規定による実績報告の受理
十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第百六十六号

小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第三条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する海域及び小型機船底びき網漁業の種類を次のように指定したので、同条第二項において準用する同令第二条第二項の規定に基づき、告示し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年一月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　海域

次のイとロを結んだ線、ハとニを結んだ線及びホからカまでの点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

イ　北緯三十四度三十分二十二秒東経百三十六度四十九分五十八秒の点

ロ　北緯三十四度三十分二十九秒東経百三十六度五十分四十七秒の点

ハ　北緯三十四度三十二分十六秒東経百三十六度五十四分四秒の点

ニ　北緯三十四度三十二分五十秒東経百三十六度五十八分三十五秒の点

ホ　北緯三十四度三十三分六秒東経百三十六度五十八分五十四秒の点

ヘ　北緯三十四度三十三分五十八秒東経百三十七度の点

ト　北緯三十四度三十三分五十二秒東経百三十七度九秒の点

チ　北緯三十四度三十分五十三秒東経百三十七度二分十六秒の点

リ　北緯三十四度三十分六秒東経百三十七度一分二十三秒の点

ヌ　北緯三十四度二十八分五十二秒東経百三十七度二分六秒の点

ル　北緯三十四度二十七分東経百三十七度二分六秒の点

ヲ　北緯三十四度二十六分十八秒東経百三十七度二分五十四秒の点

ワ　北緯三十二度五十三分十六秒東経百三十七度二分五十四秒の点

カ　北緯三十三度四十四分五十六秒東経百三十六度一分二十二秒の点

二　小型機船底びき網漁業の種類

手繰第三種漁業（第一種共同漁業権の目的となっている水産動植物を当該共同漁業権又はこれを目的とする入漁権に基づいて採捕するものを除く。）

○農林水産省告示第百六十七号

小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第四条第二項ただし書の規定に基づき、昭和三十八年四月十九日農林省告示第五百一号（小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件）の一部を次のように改正したので、同条第三項において準用する同令第二条第二項の規定に基づき、告示し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年一月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「同ただし書」を「同項ただし書」に、「次の表の相当中欄」を「同表の中欄」に、「相当下欄」を「同表の下欄」に改め、表第一号中「自家用釣餌料」を「自家用釣餌料」に改め、同表第二号中「一の漁業の相当中欄」を「前号の中欄」に改め、同表第七号及び第九号中「自家用釣餌料」を「自家用釣餌料」に改め、同表第十一号中「十の漁業の相当中欄」を「前号の中欄」に改め、同表第十五号中「、カの点」を「及びカの点」に、「及び陸岸」を「並びに陸岸」に改め、同表第十六号中「第二十七号の表瀬戸内海の項下欄」を「第二十七号の表瀬戸内海の項の下欄」に改め、同表に次のように加える。

十八	網口開口板を使用する小型機船底びき網漁業（地方名称渥美外海板びき網漁業）	東経百三十七度二十九分十九秒の線と、次の点を順次に結んだ線と北緯三十四度十五分四十六秒以南の東経百三十七度三分十三秒の線から成る線との両線間における海域 イ　北緯三十四度三十四分五十秒東経百三十七度一分五秒の点 ロ　北緯三十四度三十三分五十八秒東経百三十七度の点 ハ　北緯三十四度三十三分五十二秒東経百三十七度九秒の点 ニ　北緯三十四度三十分五十三秒東経百三十七度二分十六秒の点 ホ　北緯三十四度三十分四十二秒東経百三十七度二分の点 ヘ　北緯三十四度二十八分五十二秒東経百三十七度三分十三秒の点 ト　北緯三十四度十九分東経百三十七度三分十三秒の点 チ　北緯三十四度十九分東経百三十七度二分の点 リ　北緯三十四度十六分十九秒東経百三十七度二分の点 ヌ　北緯三十四度十五分四十六秒東経百三十七度三分十三秒の点	毎年一月一日から十二月三十一日まで